

分析結果報告書

京丹波町長 寺尾 豊爾 様

試料名：	畑川 実勢系		
採取場所：	実勢区消防団詰所		
試料の種類：	浄水		
採取日：	平成29年8月15日		
採取時刻：	08:48		
分析項目：	下記51項目		
分析日：	平成29年8月15日 ～ 平成29年9月5日		
採取者：	依頼者サンプリング		
気温：	25.0 ℃	；水	温： 27.5 ℃

日本メンテナンス・エンジニアリング株式会社
大阪市北区同心1丁目7番14号

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	10 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.26 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.035 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	70 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.047 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.71 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.028 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.27	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	（*は、採取者測定）		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	6.5 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	8.8 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	25 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.028 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	90 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.040 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.46 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.022 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下		29	プロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.28	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		---			---	---		---						
---		---			---			---	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.7 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.19 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	11 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.013 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	66 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.16 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.013 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.26	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	10 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.29 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	24 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.037 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	76 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.052 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.68 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.026 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.37	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.1 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	2 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	10 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.28 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	25 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.039 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	89 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.054 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.60 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.028 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.36	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び3,3',4,4'-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.1 mg/L	(*は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				

判

定

上記検査結果について、水質基準に適合。

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	8.0 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	10.7 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	28 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.034 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	100 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.018 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.049 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.39 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.023 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.07 mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.48	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.07 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	（*は、採取者測定）		---		---		---		---			
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	7.5 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.13 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	10.3 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	28 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.040 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	74 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.055 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.39 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.028 mg/L	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.07 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.012 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.51	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.07 mg/L	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（※は、採取者測定）			――		――			――		――				
――		――				――		――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	9.9 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.29 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.5 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	21 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.036 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	94 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.049 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.58 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.025 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.32	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	（*は、採取者測定）		---		---		---		---			
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	10.0 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.27 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.2 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	21 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.026 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	79 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.037 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.53 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.021 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.34	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	3,3'-1,2-ジクロロエチレン及び3,3'-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---			
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	6.1 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.26 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	15 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.034 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	68 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.017 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.046 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.27 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.025 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.38	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（※は、採取者測定）		――			――	――		――						
――		――			――			――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.8 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.29 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.6 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	13 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.012 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	70 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.019 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.35 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.014 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.33	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.4 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.23 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	18 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	48 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.019 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.02 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.44	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.6 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.20 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	16 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.008 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	48 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.014 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.46 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.31	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	6.7 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.27 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.7 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	46 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.014 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	102 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.024 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.60 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.84	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	6.3 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.27 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	8.0 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	45 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.025 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	74 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.014 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.036 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.54 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.017 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下		29	プロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.77	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(*は、採取者測定)		---			---	---		---						
---		---			---			---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.9 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.16 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.3 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	33 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.019 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	90 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.025 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.90 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.016 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.70	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---			
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	5.2 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.16 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	5.6 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	42 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.011 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	71 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	ネトリハロメタン	0.018 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.85 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.84	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	8.9 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.18 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	12.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	40 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.017 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	113 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000007 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.029 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.42 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.08 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.46	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.0 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.29 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	17 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.014 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	76 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.024 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.49 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下			29	プロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.38	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(*は、採取者測定)			---				---							
---		---				---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	3.0 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.22 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	5 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.002 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	45 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.07 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	6.31	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

試料名:	鎌谷奥		
採取場所:	鎌谷奥公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	平成29年8月22日		
採取時刻:	09:51		
分析項目:	下記51項目		
分析日:	平成29年8月22日 ~ 平成29年9月5日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	27.0 °C	: 水	温: 29.2 °C

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.7 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.16 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	13 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.006 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	49 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.014 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.26 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.12	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1,2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.7 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.16 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	14 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	61 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.26 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	プロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.19	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（※は、採取者測定）			――		――		――		――					
――		――				――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.0 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.20 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	23 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.011 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	79 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.020 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.20 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.70	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		---			---	---		---						
---		---			---			---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	3.3 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.4 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	8 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	55 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.010 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.25 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	6.98	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		――			――	――		――						
――		――			――			――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.4 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.16 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	8 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.005 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	51 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.003 mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.013 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.12 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.15	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.6 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.18 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	25 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	56 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.011 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.42 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.56	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---			
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.4 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.9 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	17 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.017 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	62 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.030 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.56 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.38	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.4 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.7 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	25 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.016 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	56 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.026 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.50 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.54	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.3 mg/L	200mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	23 mg/L	300mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.011 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.020 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.51 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.55	5.8以上8.6以下		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと		
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（※は、採取者測定）		――		――		――		――			
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.6 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.17 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.9 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	13 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.006 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.013 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.36 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.33	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌		0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		7.0 mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物		0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物		0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		0.18 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		9.3 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		20 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		0.006 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		86 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		0.005 mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン		0.002 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン		0.011 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		0.41 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		0.007 mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類		0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		0.06 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン		0.003 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		0.3 mg/L 未満		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物		0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム		0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	47	pH値		7.28		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素		0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン		0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		0.01 mg/L		0.2mg/L以下	50	色度		1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン		0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素			0.4 mg/L		（*は、採取者測定）	――			――			――			――		
――			――			――			――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.8 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.55 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.0 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	29 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.023 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	67 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.014 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.034 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.50 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.016 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.07 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.59	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(※は、採取者測定)		――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	6.3 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.13 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.3 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	16 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.008 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	76 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.015 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.39 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.48	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		---			---	---		---						
---		---			---			---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

試料名:	中山
採取場所:	中山公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	平成29年8月22日
採取時刻:	10:26
分析項目:	下記51項目
分析日:	平成29年8月22日 ~ 平成29年9月5日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	26.0 ℃ ; 水温 : 26.0 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.5 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	13 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.021 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	52 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.002 mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.030 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.20 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.017 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.26	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	5.0 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.25 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.4 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	9 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.016 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	47 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.002 mg/L	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.024 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.15 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.24	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（*は、採取者測定）			---		---		---		---					
---		---				---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	3.6 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.07 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.8 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	6 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.001 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	41 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.27 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	6.67	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,5-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	（*は、採取者測定）			――		――		――		――					
――		――				――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	4.3 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.15 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	25 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	70 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.021 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.009 mg/L	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.38 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.10 mg/L	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.63	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	（*は、採取者測定）		---			---	---		---						
---		---			---			---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															